

3農振第2885号
令和4年4月1日

東北農政局長 殿

農林水産事務次官

環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の一部改正について

環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本要綱の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の県知事に対しては貴職から通知するとともに、本要綱の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

○ 環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		現 行				
第1～第5（略）	第1～第5（略）	名称	事業要綱等	年月日	番号	通知者
第6 委任 田園環境整備マスタープランに定められるべき事項等については、農林水産省農村振興局長及び同省農産局長が別に定めるところによる。	第6 委任 田園環境整備マスタープランに定められるべき事項等については、農林水産省農村振興局長及び同省農産局長が別に定めるところによる。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
農村地域防災減災事業のうち農村地域防災減災事業実施要領第3の2の(1)から(9)まで、(16)及び(14)から(16)まで並びに同実施要領第3の3の(1)に掲げる事業	農村地域防災減災事業のうち農村地域防災減災事業実施要領第3の2の(1)から(9)まで、(1)及び(14)並びに3の(1)に掲げる事業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	大規模海岸保全施設改良事業	農地保全に係る大規模海岸保全施設改良事業実施要綱	令和2年3月31日	元農振第2956号	農林水産事務次官
海岸メンテナンス事業	農地保全に係る海岸メンテナンス事業実施要綱	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。